

放課後児童クラブにおけるプール活動等実態調査結果について（長浜市）

- ・調査対象：市区町村に届出し、運営している放課後児童健全育成事業所全て
（※児童福祉法上の放課後児童健全育成事業として運営されているもの）
- ・調査時点：令和5年7月28日

調査項目		長浜市		（参考） 滋賀県全体	
調査対象施設		31施設		332施設	
プール活動等の実施状況	有	6施設	19%	55施設	17%
	自粛	4施設	13%	15施設	4%
	無	21施設	68%	262施設	79%
プール活動実施時期 （Q.プール活動の実施時期について）	夏季（集中休暇期間のみ）	9施設	90%	58施設	83%
	夏季（集中休暇に限らず）	1施設	10%	11施設	16%
	通年	0施設	0%	1施設	1%
プール活動実施場所 （Q.プール活動等を行う場所について）	学校施設のプール	0施設	0%	4施設	4%
	他施設（市民プール・スポーツクラブ等）のプール	6施設	55%	29施設	33%
	事業所の所有しているプール（学校施設のプールに類したもの）	0施設	0%	8施設	9%
	簡易プール（組立式等、移設・撤去が容易なもののうち、小学生が泳ぐことができるもの）	3施設	27%	21施設	24%
	海・川・湖など自然環境	1施設	9%	26施設	29%
	その他	1施設	9%	1施設	1%
事前教育 （Q.職員に対する事前教育（リスクや注意するポイント等）の有無について）	有	7施設	70%	67施設	96%
	無	3施設	30%	3施設	4%
職員配置 （Q.プール活動等の際の職員配置状況について）	児童数（同時にプールに入る人数）	394人	-	2,011人	-
	監視員（プール外）	29人	-	186人	-
	保育者（プール内）	15人	-	180人	-
	職員1人あたりの児童数	9.0人	-	5.5人	-
	※職員のうち資格者（救助方法、応急手当等）	7人	-	216人	-
資格の有無について	有資格者がいる	6施設	60%	58施設	59%
	有資格者がいない	4施設	40%	12施設	41%
安全計画（全体）	有	22施設	71%	154施設	46%
	無	9施設	29%	178施設	54%
事故防止マニュアル（全体）	有	26施設	84%	291施設	88%
	無	5施設	16%	41施設	12%
事故防止マニュアル（プール活動等あり）	有（プール等記載あり）	1施設	10%	28施設	40%
	有（プール等記載なし）	4施設	40%	33施設	47%
	無	5施設	50%	5施設	13%

（令和5年8月10日、滋賀県プレス発表資料に基づき作成）

※

・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」において、放課後児童健全育成事業（「放課後児童クラブ」）については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（「安全計画」）を各事業所・施設において策定することを義務付ける（令和5年4月1日から1年間は努力義務、令和6年4月1日から義務化）こととしている。

・内容：「1.安全点検（施設・設備の安全点検、マニュアル（指針）の策定・共有）」「2.児童・保護者に対する安全教育等（児童への安全教育、保護者への周知・共有）」「3.訓練・研修等（消火訓練等）」